

■営業時間短縮の要請について

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|-------------------------------|--|-----|
| 1 | 自分の店が営業時間短縮の要請の対象施設かを教えてください。 | 個別の店舗について営業時間短縮の要請対象施設に該当するかにつきましては大阪府の緊急事態措置コールセンター（06-4397-3268）へお問い合わせください。 | |

■営業時間短縮協力金支給対象者

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|----|--|--|-----|
| 1 | 惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店は営業時間短縮要請協力金の対象ですか。 | 宅配・テイクアウトサービスとして取り扱うため対象外です。 | |
| 2 | ケータリングなどのデリバリー専門の店舗は営業時間短縮要請協力金の対象ですか。 | 宅配・テイクアウトサービスとして取り扱うため対象外です。 | |
| 3 | 酒類（アルコール）の提供をしていない飲食店は、営業時間短縮要請協力金の対象ですか。 | アルコールの提供の有無は要件ではありません。食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店であることが要件になります。 | |
| 4 | ホテルや旅館等の宿泊施設において、飲食を提供する場合は営業時間短縮要請協力金の対象ですか。 | 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象です。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外です。 | |
| 5 | 協力金の支給を受ける要件を教えてください。 | 協力金の支給対象者は、以下の（１）から（５）の全てを満たす事業者です。 （１）大阪府内に要請対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること。 （２）午後８時から翌午前５時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和３年１月１４日から２月７日までの間、午前５時から午後８時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午前１１時から午後７時までとすること。 ただし、準備期間が必要な場合もあるため、１月１８日から要請を遵守している場合も対象とします。 （３）令和３年１月１４日までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）をしていること。令和３年１月１８日からガイドライン及び要請を遵守している場合は、同日までにステッカーの導入をしていること。 （４）申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。 （５）令和３年１月１４日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）していること。また、申請する店舗（事業者とは異なります）において令和３年１月１４日以前に営業を開始しており、営業実態がある※こと。 ※営業実態があるとは、休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開できる状態にあることをいいます（要請に協力して休業する施設に限ります）。 | |
| 6 | 開業時に取得した飲食店営業許可の期間が失効していることに気づかず、更新手続きをしていませんでした。この場合でも協力金はもらえますか。 | 今回の協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証（又は喫茶店の営業許可証）は必ず必要な書類です。営業時間短縮の要請の全期間中に有効な営業許可がない場合は協力金の支給対象外となります。 ただし、更新により許可日が令和３年２月１日または３月１日となっている場合は、更新であることを確認した上で、協力金の対象といたします。 | |
| 7 | 緊急事態措置以外の対応として協力を依頼している施設は協力金の対象ですか。 | 飲食店以外の店舗で営業時間短縮の要請以外の対応として時間短縮営業の協力を依頼している劇場、集会場（貸会議室など）、運動施設（スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、遊技場（パチンコ屋、ゲームセンターなど）などについては、協力金の対象となりません。 | |
| 8 | 支給額を教えてください。 | ①令和３年１月１４日から２月７日まで要請を遵守している場合 １５０万円（６万円/日×２５日間） ②令和３年１月１８日から２月７日まで要請を遵守している場合 ※要請遵守の開始日が１月１５日から１月１７日までの間も含まれます。 １２６万円（６万円/日×２１日間） ③要請期間中に閉店した場合 ６万円/日×要請期間中に営業を継続した日数 | |
| 9 | 対象は中小企業等に限定されますか。 | 限定されません。法人の規模は問いません。 | |
| 10 | 売上の減少要件は必要ですか。 | 売上の減少要件はありません。 | |
| 11 | 対象エリアに要請対象の店を２店舗（複数店舗）有している場合は、店舗ごとに支給されますか。 | 店舗単位で対象（２店舗分支給される）となります。支給する店舗数に上限はありません。 | |
| 12 | 府外に本社がある場合でも、府内に店舗があれば協力金の対象になりますか。 | 府内に店舗があって、要件を満たしている場合は対象になります。 | |
| 13 | 大阪市内に所在する対象店舗です。これまでの営業時間短縮の要請は遵守していませんでしたが、１月１４日以降の要請は遵守しています。この場合、協力金を申請できますか。 | １月１４日以降、営業時間短縮の要請にご協力いただき、要件を満たしていれば、今回の協力金の対象となります。 | |
| 14 | 営業時間短縮の要請対象の店が、要請期間中ずっと休業した場合は、協力金の対象になりますか。 | 休業した場合も協力金の対象になります。ただし協力金の支給申請日又は当該店舗の営業再開日のいずれか早い日までに「感染防止対策宣言ステッカー」を導入いただく必要があります。 | |
| 15 | 営業時間短縮要請期間の途中で開店しました。開店後、営業時間を短縮すれば協力金の対象になりますか。 | １月１４日までに開業していることが支給要件となっておりますので、営業時間短縮営業要請期間の途中で開店する場合は支給対象になりません。 | |
| 16 | 時短営業をしていましたが、営業時間短縮要請期間の途中で閉店しました。要請に準じていた期間は協力金の対象になりますか。 | 令和３年１月１４日時点において営業実態があり、かつ営業時間短縮要請期間中に店舗を閉店した事業者については、本協力金の対象となります。 | |
| 17 | まだ店舗を開店して少ししかたっていないのですが、協力金の対象になりますか。 | 令和３年１月１４日時点において営業実態があり、飲食店の営業許可証等の日付が令和３年１月１４日以前の場合は対象となります。併せて開業届または法人設立届出書の写しを提出してください。 | |
| 18 | 営業時間短縮の要請対象の店で、２０時以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供を行った場合は、協力金の対象になりますか。 | 店内飲食の営業を２０時で終了し、それ以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供などに切り替えていても営業時間短縮の要請に準じていただいたこととなりますので、協力金の支給対象となります。 | |
| 19 | 飲食店営業許可は得ておらず、酒類販売のみの立ち飲みも営業している酒屋は協力金の対象になりますか。 | 本協力金は飲食店営業許可を得ている店舗が対象です。 | |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 20 | 営業時間短縮の要請があった施設に納品していたあるいは施設の従業員にサービスを提供していた。休業により売りに影響があったが補償はないのでしょうか。 | 営業時間短縮の要請対象施設ではないので、今回の協力金の支給対象にはなりません。 | |
| 21 | 1つの店舗を複数人で共同経営している場合、支給要件を満たせば共同経営者それぞれに協力金は支給されますか。 | 本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。 | |
| 22 | 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが協力金の支給対象となりますか。 | 本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。 | |

■営業時間短縮の要請期間・休業日

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|--|---|-----|
| 1 | 営業時間短縮の要請期間はいつからいつまでですか。 | 令和3年1月14日午前0時から令和3年2月7日24時までです。ただし、協力金については、準備期間が必要な場合もあるため、令和3年1月18日午前0時から要請に応じていただいても対象となります。 | |
| 2 | 営業時間短縮要請期間の途中で、1日だけ営業時間短縮を行った場合でも、協力金は支給されますか。 | 営業時間短縮要請期間中のすべての期間、要請に応じて営業時間短縮（休業を含む。）していただくことが要件のため、協力金は支給対象となりません。 | |
| 3 | 営業時間短縮要請期間内に1日だけ時間短縮しなかった場合、1日分だけ減額されるのですか。 | 営業時間短縮要請期間中のすべての期間、要請に応じて営業時間短縮（休業を含む。）していただくことが要件のため、協力金の支給対象となりません。本協力金では日割りでの支給はありません。 | |
| 4 | 週4日の営業の店舗でも営業時間短縮要請期間内の営業日に営業時間短縮を行った場合でも、協力金が支給されるのでしょうか。 | 定休日等も含めて営業時間短縮要請期間中に要請に応じて営業時間短縮（休業を含む。）していれば協力金の支給対象となります。 | |

■申請手続き（オンライン・郵送共通）

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|----|--|---|-----|
| 1 | 申請手続きを教えてください。 | 募集要項を令和3年1月29日に大阪府HP等で公表しましたので、まずはそちらをご覧ください。 | |
| 2 | 申請の手法を教えてください。 | 速やかな審査のため、原則「大阪府営業時間短縮協力金システム」によるオンラインでの申請となります。 | |
| 3 | 大阪市内に所在する対象店舗です。11月27日から12月15日に実施した要請に係る協力金申請や12月16日からの要請に係る協力金申請を行う場合でも、あらかじめ協力金の申請もする必要がありますか。 | それぞれ別の制度ですので、あらためて申請を行っていただく必要があります。 | |
| 4 | 申請に必要な書類は何ですか。 | オンライン申請では、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証（写）、写真等（店舗の外観写真、営業時間短縮・休業していることを掲示している写真、ステッカーを店舗に貼りつけている部分の写真）、事業所得の分かる確定申告書（写）、本人確認書類（写）（法人の場合は代表者）、振込先確認書類等です。 | |
| 5 | 募集要項に例示された本人確認書類がない場合は、どうすればよいのですか。 | 募集要項の記載は例示ですので、別の物に代えていただくことができます。氏名及び生年月日が確認できる公的な証明書類をご提出ください。 | |
| 6 | 申請は店舗ごとですか、事業者単位ですか。 | オンライン申請では、個人・法人を問わず事業者として利用者登録を行っていただきます。次に店舗単位で申請をいただくことになります。郵送申請の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターバックに同封のうえ、郵送してください。 | |
| 7 | 申請時の写真とはどのようなものが必要ですか。 | ①店舗名がわかる店舗の外観 ②営業時間短縮のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真など休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真 ③「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真を提出してください。 撮影日を記載いただきますので、必ず記録ください。 | |
| 8 | 確定申告を行っていますが、紛失してしまって提出できない場合は、どうすればよいのでしょうか。 | 税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書及び納税証明書（その2）を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/O50301/pdf/O1.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。） | |
| 9 | 個人事業主で令和2年中に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていないため、事業所得のわかる確定申告書の写しを提出できない場合はどうすればよいのでしょうか。 | 個人の事業主様におかれては、開業届の写しの提出をお願いします。法人の事業主様におかれては、法人設立設置届出書の写し又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写しの提出をお願いします。 | |
| 10 | 賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。 | 下記の内容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分 | |

■申請手続き（オンライン）

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|---|---|-----|
| 1 | オンライン申請の方法を具体的に教えてください。 | 「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」 (https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home) を利用し申請してください。24時間申請していただけます。 | |
| 2 | 複数の店舗の申請を行いたいのですが、店舗ごとに利用者登録が必要ですか。 | 同じ事業者による複数店舗の申請は同一のIDで行っていただけます。なお、申請ごとに申込番号が発行されます。 | |
| 3 | オンライン申請をした場合、何か連絡はありますか。 | 原則として、「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」に登録していただいたメールアドレスに次のタイミングでメールが送信されます。 ①申請受付時 ②申請内容の確認開始時 ③申請内容の審査手続き完了時 また、申請内容等に不備がある場合、本府より申請内容に不備がある旨のメールをお送りします。 | |
| 4 | 申請書類に不足や記載漏れがあった場合は、どのように連絡が来ますか。 | 「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」 (https://lgpos.task-sp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home)で登録していただいたメールアドレスに申請内容に不備がある旨のメールが送信されます。(なお、不備内容の通知はメールで行いますので、必ずメールの確認をお願いします。) | |
| 5 | 複数の店舗の申請をした場合、どの店舗に関するメールかどのように区別されますか。 | 申請された店舗ごとに申込番号が付番されます。ご連絡メールには申込番号が記載されますので、そこで区別することができます。 | |
| 6 | 申請内容に不備がある旨のメールを受信しました。再申請するにはどうすればいいでしょうか。 | 「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」 (https://lgpos.task-sp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home)にログインしていただき、「マイページ」の「申請履歴の確認」のページに修正が必要な手続きが表示されますので、不備理由等をご確認いただき、必要となる修正や不足資料の添付をしていただき、再度申請してください。 修正が必要な内容にご不明な点などがある場合は、「マイページ」の「申請履歴の確認」のページに記載されている連絡先までお問い合わせください。その際、申込番号をお伝えください。 | |

■申請手続き（郵送）

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|---------------------------------------|--|-----|
| 1 | オンライン申請ができないため、受付窓口で申請手続きを行うことはできますか。 | オンライン申請ができない場合、郵送で申請いただくことはできますが、受付窓口で申請を行うことはできません。 郵送の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックに同封のうえ、郵送してください。なお、令和3年2月7日以前又は3月23日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。 郵送先は募集要項に記載しているとおり、 住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルTM棟 宛先：大阪府営業時間短縮協力金申請事務局 電話番号：06-6210-9525 となります。 また、募集要項の最終ページ（26ページ）に郵送時に活用できる宛名書きがありますので、ぜひご利用ください。 | |

■営業時間短縮の解釈

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|---|---|-----|
| 1 | 通常営業が20時までの居酒屋で休業をした場合には、協力金の支給対象となりますか。 | 通常営業時間が5時から20時までの時間内に収まっている店舗については、協力金の支給対象にはなりません。 | |
| 2 | 要請期間中、19時以降酒類の提供をやめて、20時以降も営業する場合は協力金の対象になりますか。 | 営業時間を短縮したことにはならないため、協力金の対象にはなりません。 | |
| 3 | 酒類のラストオーダーを19時までとした場合、協力金の対象になりますか。 | ラストオーダーではなく、実際の酒類の提供を19時までで終える必要があるため、協力金の対象にはなりません。 酒類をお客様に提供する時間が19時までである必要があります。なお、19時まで提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありません。 | |
| 4 | 普段の営業時間が20時までの飲食店で、酒類の提供を19時まで短縮した場合も協力金の対象になりますか。 | もともと20時以降の時間帯に営業を行っていた店舗が、朝5時から20時までの間に営業時間を短縮することが要件なので、酒類の提供時間のみを短縮しても協力金の対象にはなりません。 | |
| 5 | 通常、20時から4時までの営業であるが、①休業した場合、もしくは②16時から20時に変更した場合、それぞれ対象となりますか？また、①と②を混合した場合は対象となりますか。 | ①、②、混合のいずれも支給対象です。 | |

■感染拡大予防ガイドライン遵守、「感染防止宣言ステッカー」導入

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|--|---|-----|
| 1 | 「業種別ガイドライン」はどこで確認できますか？ | 府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html) から業種別ガイドラインのリンク（掲載元：内閣官房ホームページ）が確認できます。 | |
| 2 | 「感染防止宣言ステッカー」を導入していないと、協力金は支給されませんか？ | 協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止宣言ステッカー」を導入していただくことが必要です。 | |
| 3 | 「感染防止宣言ステッカー」はどこで入手できますか？ | 府HP「感染防止宣言ステッカーについて」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html) から入手できます。 またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日10時から17時）を行っています。 詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（06-4397-3268）にお問い合わせください。 | |
| 4 | 「感染防止宣言ステッカー」は、いつまでに導入する必要がありますか？ | 原則として、1月14日（または1月18日）から感染拡大予防ガイドラインを遵守し、ステッカーの導入をしている必要があります。しかしながら、ガイドライン及び営業時間短縮の要請を遵守していたものの、やむを得ない理由でステッカーを導入していない場合は、2月7日までに導入すれば協力金の対象となります。 なお、要請期間中に店舗を閉店した場合は、店舗を閉店した日（営業実態がある最終日）までにステッカーを導入すれば協力金の対象となります。 | |
| 5 | 1月14日から2月7日まで（または1月18日から2月7日まで）ずっと休業していた場合でも、1月14日に「感染防止宣言ステッカー」を導入する必要がありますか？ | 1月14日から2月7日まで（または1月18日から2月7日まで）全ての期間休業していた場合は、協力金の申請日又は申請する店舗の再開日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象となります。 例）2月8日に営業を再開し、2月15日に申請する方は、2月8日の再開時までに導入 | |
| 6 | 1月14日から営業時間短縮の要請を遵守し、酒類の提供は11時から19時としました。「感染防止宣言ステッカー」を登録はしましたが、掲示を忘れていた場合、協力金の対象になりますか？ | ステッカーの導入とは、登録だけではなく、店舗に掲示する必要があります。2月7日までに登録及び掲示をしていない場合、営業時間短縮の要請を遵守していても協力金の対象とはなりません。 | |

■飲食店営業許可

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|---------------------------------|---|-----|
| 1 | 飲食店の営業許可証の有効期限が切れていますが、申請できますか。 | 今回の協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証は必ず必要な書類です。営業時間短縮要請の期間に有効な飲食店の営業許可がない場合は協力金支給対象外となります。 | |

■営業実態

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|---|---|-----|
| 1 | 令和3年1月14日以前の開業が要件になっていますが、令和3年1月14日の開業でも協力金の対象になりますか。 | 対象になります。ただし令和3年1月14日以前の許可日で飲食店又は喫茶店営業許可を得ていることが条件になります。 | |

■協力金について

| | 質問内容 | 回答内容 | 更新日 |
|---|--------------|---------------------------------|-----|
| 1 | 協力金は課税対象ですか。 | 所得税法上の事業所得に該当し、課税対象となると考えております。 | |